

常滑市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成16年常滑市条例第18号）第2条の規定に基づき、次の地区計画の案を作成するため、当該地区計画の原案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の区域内の土地所有者等利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該地区計画の原案について常滑市に対し、意見書を提出することができる。

令和8年6月1日

常滑市長 伊藤辰矢

- 1 都市計画の種類
知多都市計画地区計画の決定

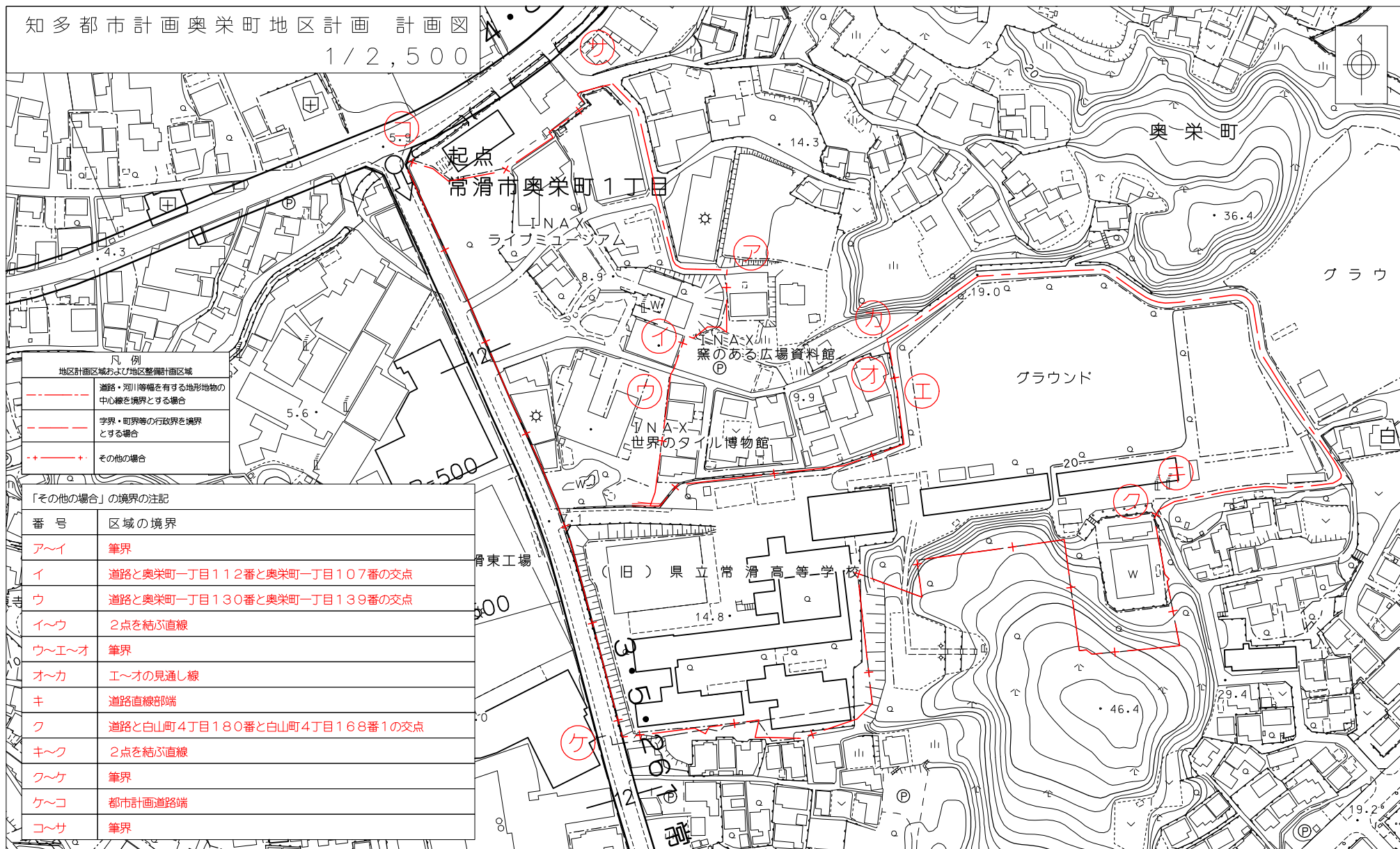
- 2 地区計画の原案の概要
 - (1) 名称
奥栄町地区計画
 - (2) 位置、面積及び区域
奥栄町一丁目の一部、約6.2ha（別図参照）

- 3 縦覧場所
常滑市役所建設部都市計画課

- 4 縦覧期間及び時間
令和8年6月1日（月）から同月15日（月）まで（土・日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで

別 図

知多都市計画奥栄町地区計画 計画図
1/2,500



凡 例
地区計画区域および地区整備計画区域

---	道路・河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
- - -	学区・町界等の行政区界を境界とする場合
---+	その他の場合

「その他の場合」の境界の注記

番 号	区域の境界
ア～イ	筆界
イ	道路と奥栄町一丁目112番と奥栄町一丁目107番の交点
ウ	道路と奥栄町一丁目130番と奥栄町一丁目139番の交点
イ～ウ	2点を結ぶ直線
ウ～エ～オ	筆界
オ～カ	エ～オの見通し線
キ	道路直線路端
ク	道路と白山町4丁目180番と白山町4丁目168番1の交点
キ～ク	2点を結ぶ直線
ク～ケ	筆界
ケ～コ	都市計画道路路端
コ～サ	筆界

1:2,500

